

諮問番号：平成30年度諮問第1号

答申番号：平成30年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求に係る処分

処分庁は、審査請求人に対して、本件審理の対象となる家屋（以下「本件家屋」という。）について、平成30年度固定資産税・都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成30年4月6日付けで、納税通知書により本件処分に係る通知を行った。

2 審査請求

審査請求人は、平成30年7月6日付けで本件処分を不服として、処分庁に対し本件家屋に係る課税の取消しと平成11年度以降に納付した固定資産税等の返還を求めている。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 本件家屋については、平成10年に行った工事により従来の車庫を取り壊し、その部材を2階部分に使用したため、従来の車庫は何も残っていない。
- (2) 従来の車庫の部材を再利用して2階部分を増築する工事については、建築確認の手続きにより市および県の設計変更が認められており、1階部分について通常の維持補修と判断し評価の見直しを行わないことを処分庁が決めるものではない。
- (3) 何も残っていない車庫について課税するのは違法であり、平成11年度分以降の本件家屋に係る賦課決定処分を取り消し、納付した固定資産税等を返還するべきである。

2 処分庁の主張

- (1) 本件家屋2階部分については、従来の車庫で使用されていた柱の上に2階部分を継ぎ足す形で増築されたものであり、1階部分は構造部分を含まない改変であり、通常の維持補修の範囲内と判断し評価の見直しは行わず、かつ、課税客体としての要件を満たしているため課税の対象とした。
- (2) 固定資産税における家屋の評価については、建築確認の手續きに関係なく、固定資産評価基準に基づき行うものである。
- (3) 本件家屋に対する賦課決定処分は、関係法令および固定資産評価基準に従い適法かつ適正に行われているので、審査請求人の主張には理由がないため棄却の裁決を求める。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 平成10年に行われた本件家屋に係る工事について、処分庁は「増築」と判断し、評価の見直しを行わず引き続き課税対象とした。
- (2) 固定資産税等の課税は、賦課期日現在において客観的に課税客体としての要件を具備する家屋の所有者に対して行うものであり、本件家屋は、課税客体としての3要件（外気遮断性、土地定着性および用途性）を備えており、固定資産税等の課税対象となることに疑いがない。
- (3) 本件家屋の1階部分に係る課税方法や所有者についての判断は、適法かつ適正になされている。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

平成30年12月11日	審査庁からの諮問の受理
平成31年1月10日	第1回審査会

第6 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求人および処分庁の主張を検討した結果、以下のように判断する。

1 本件の適法性

- (1) 平成30年度土地・家屋名寄帳兼課税台帳および家屋図面ならびに本件家屋の写真により、本件家屋は平成11年1月1日現在において、屋根、周壁を有し土地に定着した建造物であり、1階部分が車庫、2階部分が物置であることが認められる。

よって、本件家屋は、固定資産税の課税客体としての3要件（外気遮断性、土地定着性および用途性）のすべてを具備しており、1階部分、2階部分とも固定資産税の課税対象となる「家屋」に該当し、課税すべき物件である。

- (2) 本件家屋は、平成10年に、従来の車庫で使用していた柱の上に2階部分の柱を継ぎ足し外壁の張り替え等を行う形で工事が施工されており、審査請求人も、従来の車庫の柱をそのまま使用したことについて認めている。従来の車庫の屋根は取り外されているが、これは、2階部分を増築するために必要な工事であり、外壁の取替えを行ったことを含めても、既存家屋の機能・価値の水準向上を図るものとは言えず、本件家屋の1階部分の工事は「修繕」（処分庁がいう「維持補修」）に該当する。

また、固定資産評価基準では、通常の修繕については家屋の再評価は不要とされており、処分庁においても、新築と増築についてのみ評価および再評価を行っている。

これらのことから、処分庁が本件家屋の1階部分について評価の見直しを行わなかったことは、合理性が認められる。

審査請求人は、本件家屋については、従来の車庫を取り壊し、その部材を2階部分に使用したため、従来の車庫は何も残っていない旨主張するが、本件家屋は、1階および2階部分とも現に「家屋」として存在しており、処分庁もそのまま課税客体として存在すると判断し、2階部分については「増築」したものと判断し課税したことについて適法であると言える。

- (3) 審査請求人は、従来の車庫の部材を再利用して2階部分を増築する工事については、建築確認の手続きにより市および県の設計変更が認められており、1階部分について通常の維持補修と判断し評価の見直しを行わないことを処分庁が決めるものではない旨主張するが、建築基準法に規定する建築確認制度は、違反建築物を防止する等の理由から建築物が同法に定める建築基準を満たすかどうかを事前に確認するものであり、固定資産税等の課税客体の認定とは直接の関わり合いがない。

2 すでに納付済みの固定資産税等の返還

審査請求人は、平成11年度分以降の本件家屋に係る賦課決定処分を取り消し、納付した固定資産税等を返還するよう求めているが、行政不服審査法に基づく審査請求は、行政庁の処分その他公権力の行使に係る行為に関する不服申立ての制度であり、課税誤り等により税額を減少させるなどの処分が行われていない段階においては、審査請求の対象として納付済みの税額の返還を求めることはできないと判断する。

鯖江市行政不服審査会

会長 井花正伸

委員 孝久忠央

委員 坂下誠一